

富貴畑事業に係る基本協定書

南木曾町

東海旅客鉄道株式会社

富貴畑事業に係る基本協定書

南木曾町（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、甲が計画する乙の中央新幹線建設に伴う発生土（以下「発生土」という。）を活用した富貴畑地区における町道富貴畑線改修、町道中市木線拡幅、町道新設事業（以下「町道改良等事業」という）並びに土地造成事業（両事業を含み、以下「富貴畑事業」という。）の施行について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、富貴畑事業の施行に必要となる基本的な事項を定め、甲及び乙が適正かつ円滑な処理を図り、相互に協力して富貴畑事業を推進することを目的とする。

（位置）

第2条 富貴畑事業の位置は、別紙1の通りとする。

（富貴畑事業の内容）

第3条 富貴畑事業の内容は別紙2及び以下のとおりとする。

- (1) 町道富貴畑線改修工事及びこれに必要となる測量・設計
- (2) 町道中市木線拡幅（道路幅員6m）工事
- (3) 町道新設（町道中市木線～町道富貴畑線：道路幅員6m）工事
- (4) 土地造成工事
- (5) 第2号から第4号に定める工事の施行に必要となる測量・設計
- (6) 第1号から第4号に定める工事の施行に必要となる用地取得等

（富貴畑事業の施行）

第4条 前条第2号から第5号は乙が、第1号及び第6号は甲が施行するものとする。

（富貴畑事業の行程）

第5条 富貴畑事業の行程は別紙3を基本とする。

（費用負担）

第6条 富貴畑事業に要する費用は、原則、乙が負担するものとする。

(発生土の活用等)

第7条 富貴畑事業で活用する発生土は約20万 m^3 を予定するものとし、甲は無償で受け入れるものとする。

2 乙は、発生土を富貴畑事業の施行する箇所へ運搬・搬入するものとし、当該運搬・搬入に要する費用は乙が負担するものとする。

(実施に関する協定)

第8条 甲及び乙は、富貴畑事業の施行に先立ち第3条、第4条、第5条、第6条、第7条に関する詳細事項について、別途協議のうえ協定を締結するものとする。

(財産の帰属)

第9条 富貴畑事業により完成した施設の所有権は甲に帰属するものとする。

(維持管理)

第10条 町道改良等事業箇所の維持管理は甲が実施するものとする。

2 土地造成事業箇所の維持管理は原則、乙が実施するものとするが、甲または第三者の実施を妨げるものではなく、富貴畑事業の内容を考慮のうえ、改めて維持管理の実施者や内容等の詳細は別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

(行政上の手続き等)

第11条 富貴畑事業の施行で必要となる行政上の手続きは甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

2 富貴畑事業の施行で必要となる第三者との協議等は、甲乙協力して対応するものとする。

(苦情等の処理)

第12条 富貴畑事業の施行に伴う第三者からの苦情等については、甲乙協力し、速やかに対応するものとする。

(損害の負担)

第13条 富貴畑事業の施行に伴い生じた損害の負担は、それぞれの責めに帰する場合を除き、甲乙協議して対応するものとする。

(公開)

第14条 甲及び乙は、本協定書及び本協定書に係る資料等を第三者へ公開する必要がある場合は、公開前に速やかにその対応を協議するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定は、締結の日から、富貴畑事業が完了する日まで有効とする。

2 前項の規定に関わらず、前条の規定は本協定の終了後も有効とする。

(その他)

第16条 本協定書に定めのない事項、又は本協定書に疑義が生じた事項についてはその都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6(2024)年 6 月 12日

甲 長野県木曽郡南木曽町読書3668-1
南木曽町長

向井 裕 男



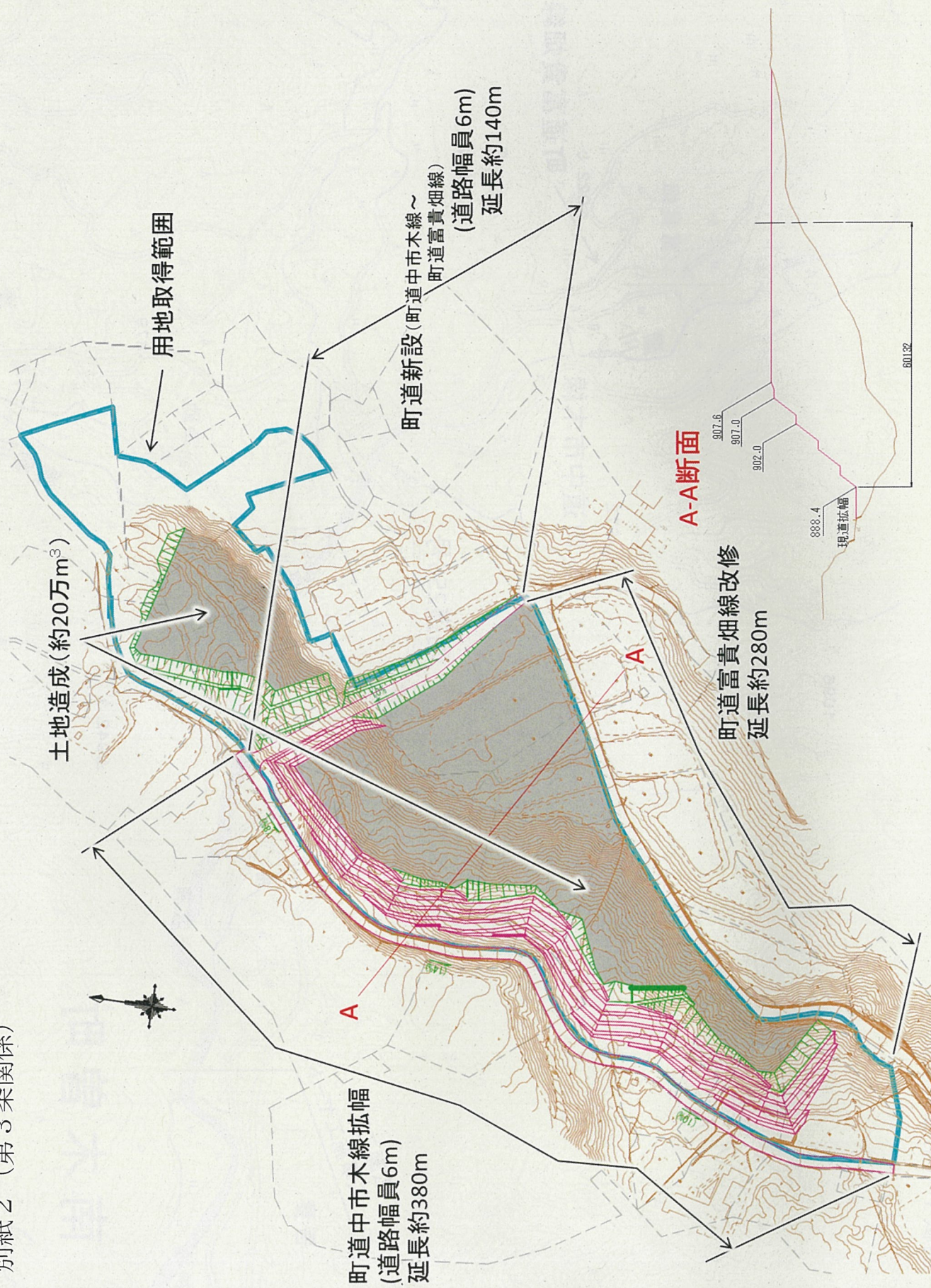
乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部
名古屋建設部長

加藤 均





別紙 2 (第 3 条関係)



別紙 3 (第 5 条関係)

別紙 3 (第 5 条関係)

項目	令和 6 年度				令和 7 年度以降
	1/4	2/4	3/4	4/4	
測量・設計					
用地取得等					
工事 (町道富貴畑線改修、 町道中市木線拡幅、 町道新設、土地造成)					

